

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……二
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………(産業労働局農林水産部農業振興課) ……三

告示(選)

- 豊島区議会議員選挙及び豊島区長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四

告示(内水漁管)

- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……四
- 肥料検査成績の公表……………
- ……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所) ……五

告示

●東京都告示第千二百四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月三日

東京都知事 外 添 要 一

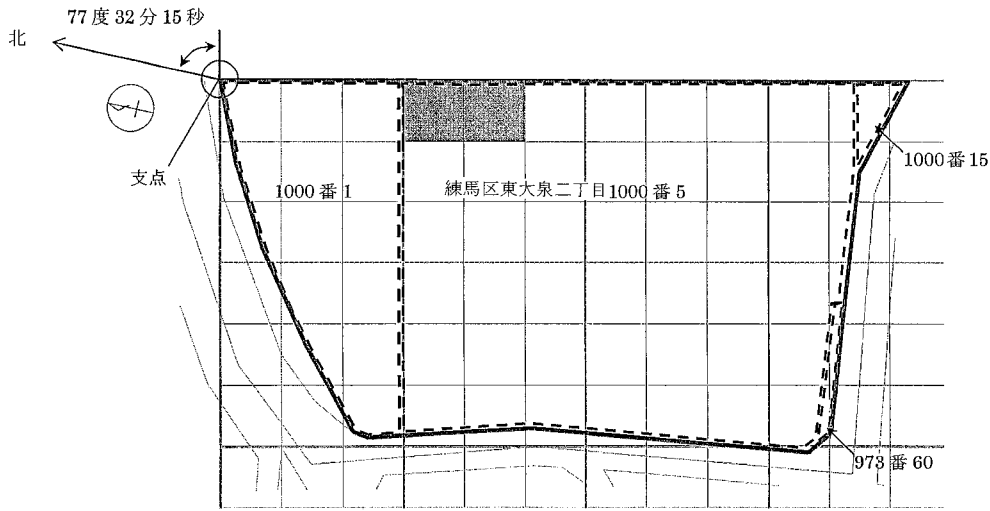
一 要措置区域 別図のとおり(練馬区東大泉二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- 要措置区域

【支点】

支点は、練馬区東大泉二丁目1000番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (77度 32分 15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百五号

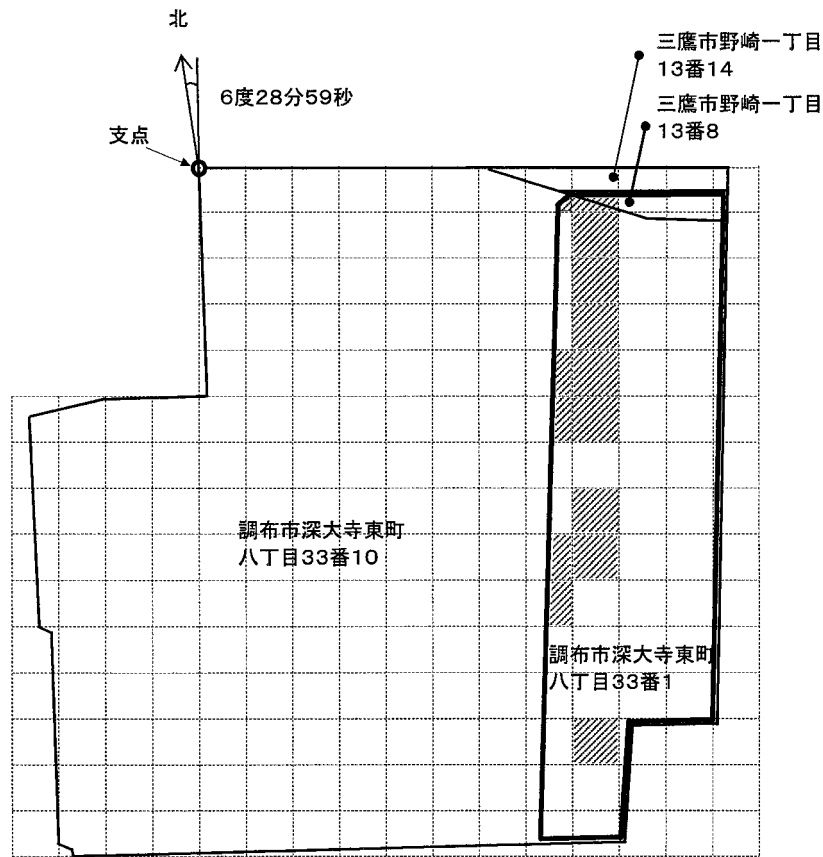
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千二百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月三日

東京都知事 舛添要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（調布市深大寺東町八丁目及び三鷹市野崎一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



■凡例

- : 調査範囲
- : 筆境界
- : 単位区画
- ▨ : 指定を解除する区域

■支点
 支点は、調布市深大寺東町八丁目33番10の最北端とする。

■格子の回転角度 (6度28分59秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六号

東京都統計調査条例 (昭和三十二年東京都条例第十五号) 第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 統計調査の名称

東京都農作物生産状況調査 (都指定統計調査第六号)

二 目的

農業行政に必要な農作物の基礎資料を得ること。

三 調査事項

(一) 対象作物

野菜、果樹、穀類、工芸作物、花き及び植木

(二) 調査項目

作付面積、収穫量 (野菜、果樹、穀類及び工芸作物) 又は出荷量 (花き及び植木)

四 対象の範囲

東京都の区域に所在する農家

五 実施方法

調査対象農家に対し調査票を配布し、調査票の返送を依頼することにより行う。

六 調査時期

(一) 調査対象期間

平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの期間を対象とする。

(二) 調査実施期間

平成二十七年八月三日から同年九月三十日までとする

七
調査票

調査票は、次の東京都農作物生産状況調査票とする。

東京都指定統計調査第6号
平成27年度
〇〇区市町村



東京都農作物生産状況
調査票

--	--	--	--

この調査票は、農業行政に必要な基礎データを整備するためのものであり、それ以外の目的（税金の徴収など）に使用することは絶対ありません。

（調査票の記入に当たって）

- 1 調査票の記入に当たっては、2ページの「記入上の注意事項」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、過去1年間で記入しますが、過去1年間とは、平成26年1月1日～12月31日 までの1年間について記入してください。
- 3 調査票への記入は、黒の鉛筆かシャープペンシル若しくはボールペンにて記入してください。

住所・氏名を記入してください。

住所	〇〇区市町村
氏名	

月 日 () までにご回答願います。

裏面へ



